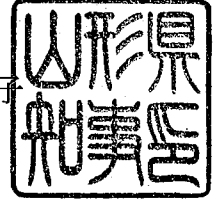


文活第1218号
令和5年3月9日

山形県文化財保護審議会長 殿

山形県知事 吉村美栄子



山形県指定有形文化財の指定について（諮問）

このことについて、下記のとおり山形県文化財保護条例第36条の3（1）の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記

種別	名称	員数	所有者	所有者の住所
絵画の部	絹本著色 東都品川八ツ山図 京四條之涼図 浪花天保山図 歌川広重筆 附軸箱	3幅	天童市	天童市老野森一丁目1番1号

全図



東都品川八ツ山（落款部分の拡大）



京四條之涼（落款部分の拡大）



浪花天保山（落款部分の拡大）



軸箱写真



○山形県指定有形文化財指定基準

令和2年4月1日山形県告示第239号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第4条第1項に規定する県指定有形文化財の指定基準を次のように定める。

山形県指定有形文化財指定基準

1 絵画、彫刻の部

- (1) 各時代の遺品のうち製作優秀で我が国の文化史上貴重なもの
- (2) 我が国の絵画、彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- (3) 題材、品質、形状、技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- (4) 特殊な作者、流派、地方様式等を代表する顕著なもの
- (5) 渡来品で我が国の文化にとって意義のあるもの

2 工芸品の部

- (1) 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- (2) 我が国の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- (3) 形態、品質、技法、用途等が特異で意義の深いもの
- (4) 渡来品で我が国の工芸史上意義が深く、かつ、密接な関連を有するもの

3 書跡、典籍の部

- (1) 書跡類は、宸翰(しんかん)、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖(じょう)等で、我が国の書道史上の代表と認められるもの又は我が国の文化史上貴重なもの
- (2) 典籍類のうち写本類は、和書、漢書、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- (3) 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で我が国の文化史上貴重なもの
- (4) 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、かつ、学術的価値の高いもの
- (5) 渡来品で我が国の文化にとって意義のあるもの

4 古文書の部

- (1) 古文書類は、我が国の歴史上重要と認められるもの
- (2) 日記及び記録類（絵画及び系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- (3) 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、かつ、学術上重要と認められるもの
- (4) 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、かつ、学術的価値の高いもの

5 考古資料の部

- (1) 土器、石器、骨格牙器、玉その他縄文時代以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (2) 銅鐸(たく)、銅剣、銅鉾(ほこ)その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (3) 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (4) 宮殿跡、官衙(が)跡及び寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの
- (5) 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

6 歴史資料の部

- (1) 政治、経済、社会、文化等我が国の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- (2) 我が国の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、かつ、学術的価値の高いもの
- (3) 我が国の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- (4) 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の高いもの

7 建造物の部

建築物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋梁(りょう)、石塔、鳥居等）の各時代建造遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨(ず)子、仏壇等で建築技法になるもののうち次の各号のいずれかに該当するもの

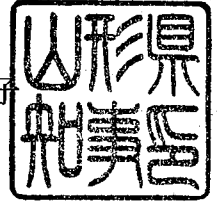
- (1) 意匠的に優秀なもの

- (2) 技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

文活第1218号
令和5年3月9日

山形県文化財保護審議会長 殿

山形県知事 吉村美栄子



山形県指定天然記念物の名称の変更について（諮問）

このことについて、下記のとおり山形県文化財保護条例第36条の2の8の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記

種別	変更前の名称	変更後の名称	所有者	所有者
天然記念物の部	天童市高木地区及び東根市羽入地区のイバラトミヨ生息地	天童市高木地区及び東根市羽入地区のカクレトミヨ生息地	天童市 国土交通省	天童市老野森一丁目1番1号 ほか



【カクレトミヨ天童大清水成魚】



【天童高木成魚産卵後】

経過

- 平成28年度 日本遺産認定・地域活性化計画に基づく事業開始
文化庁補助金 39,298千円
- 平成29年度 文化庁補助金 23,901千円
- 平成30年度 文化庁補助金 10,000千円（補助金終了）
- 平成31年度 文化庁補助金 0円
- 以降、県・市町負担金のみ 1,600千円
- 令和3年度 地域活性化計画6年間の事業期間終了



日本遺産

日本遺産制度見直し

- 日本遺産全体の底上げやブランドの維持強化等を目的とした新たなスキーム導入
- ①総括評価の仕組み、②先進モデルの構築（重点支援地域の創設）、③取消制度の導入、④「候補地域」の新設、⑤財政支援の見直し（補助率高上げ）等
- ◆文化庁による総括評価内容（審査対象）
 - 実績報告・・・これまで6年間の計画目標の達成状況・取組内容
 - 新計画・・・今後3年間の新たな「地域活性化計画」
 ⇒以上の審査を受け、認定継続の「可」「不可」が決定

◆H27年度認定団体の審査結果

- 【R3.7月公表】
- 18件中
 - 14件認定継続（うち4件重点支援地域）
 - 4件継続審査 →【R4.1月公表】条件付きで認定※
- ※今後3年間候補地域と競い合い

現計画の取組状況（平成28年度～令和3年度）

<内容>

- 柱1. 出羽三山を巡る旅を活かした観光交流人口の拡大**
 <主な事業> メディア、旅行会社等対象のモニターツアー、海外向けコンテンツ作成
- 柱2. 出羽三山の食文化の紹介、特産品、土産品の開発や販路拡大による地域ブランド力向上**
 <主な事業> 出羽三山精進料理のPR動画製作、出羽三山の食文化のPRイベント開催
- 柱3. 国内外に向けた発信による集客力向上**
 <主な事業> 多言語ポータルサイト開設、多言語PR動画制作
- 柱4. 周辺環境整備による満足度向上**
 <主な事業> 多言語案内板・構成文化財解説板の設置、案内ガイド冊子・マニュアルの作成
- 柱5. 自然や文化財について地域の人々が理解を深める事による地域の魅力向上**
 <主な事業> 日本遺産認定記念イベントプログラムの開催、小学校副読本への掲載、教育旅行イベントへの掲載

<成果>

- インバウンド拡大** 平成28年 23,201人 ⇒ 令和元年 65,691人
 外国人受入数（庄内地域）
- 郷土への誇り・愛着の醸成**

	H28年度	R元年度
小6	84.9% ⇒	85.7%
中3	59.5% ⇒	65.9%

多様なプレーヤーの見出し・事業協業 日本遺産PR協力団体数 103団体

<課題>

- 課題1 観光振興**
ニーズを捉えた滞在型コンテンツの充実
 ・ポストコロナを見据えた本物に触れる旅への深化
 ・出羽三山地域全体の観光誘客戦略が必要
 ・西川町と庄内町の歴史的・文化的ストーリー・資源磨き上げが必要
 ・地域間の連携事業強化
- 課題2 普及啓発**
多世代への普及啓発促進
 ・義務教育以外の普及啓発機会が不足
 ・コロナ禍をきっかけとした教育旅行需要への対応強化
 ・「日本遺産制度」の認知度が低い
- 課題3 基盤強化**
継承のための担い手及び資金の確保
 ・地域人口の減少
 ・構成文化財保存・活用団体の後継者不足
 ・地域資源を守るための資金源

新たな地域活性化計画（令和4～6年度）

ビジョン

出羽三山の雄大な自然と日本を代表する精神文化を未来へつなぐ
 ～次世代が誇れる・憧れる持続可能な出羽三山地域を実現～

- ◆〔来訪者視点〕 精神文化の体験を通して新しい気づきや発見が生まれ、何度も訪れたいくなる地域
- ◆〔地域住民視点〕 自然を尊敬し感謝する心と、郷土への誇りと愛着が生まれる地域
- ◆〔民間事業者視点〕 高い経済波及効果と地元への還元を生み出す地域
- ◆〔共通の視点〕 ひとりではなく、みんなで守り伝える地域



3つの柱と基本的取組み

文化庁が示した新計画における重要な取組み

地域内外の人がストーリーに触れ、その魅力を体験する取組み

構成文化財の保存と活用の好循環の創出に向けた取組み

柱1 観光振興 日本を代表する出羽三山の精神文化ツーリズムの推進

- DMOや市町の連携による精神文化観光戦略の立案・展開
- 出羽三山が誇る精神文化体験型コンテンツの充実と多様な歴史・文化的資源の磨上げ
- 他の日本遺産や地域間連携による周遊促進
- 日本を代表する「精神文化の聖地 出羽三山」の戦略的な情報発信とプロモーション
- ガイド体制の強化・充実、二次交通等の受入環境整備
 ※インバウンド需要回復も見据えて施策を推進
 ⇒ 中長期的には、①～⑤の取組みによる収益により自立・自走を目指す

精神文化体験の
 戦略的な展開及び
 ガイドの強化

柱2 普及啓発 自然への感謝と郷土を誇る心の醸成

- 親子での体験学習や住民による勉強会等、多世代の普及啓発
- 構成文化財を活用した交流の促進
- 拠点施設を通じた普及啓発、交流の促進
- 教育旅行への活用促進
- 更なる日本遺産認知度の向上



幼少期からの
 体験機会を充実

柱3 基盤強化 自然と信仰が息づく出羽三山を未来へ繋ぐ基盤づくり

- 大学・企業等との連携による若者参画
- 体験等を通じた関係人口創出
- 出羽三山文化を守る担い手育成
- 出羽三山文化を応援する資金確保の仕組みづくりの検討



若者参画による
 保存と継承

《取組み強化ポイント》

多様な精神文化体験メニューを通し、「自然を尊敬し、感謝する心」や「心の安らぎや癒し」、「新しい気づきや発見」を感じる機会を創出し、出羽三山の価値と魅力の気づきを促す。

【柱1】山伏修行・巡礼体験の充実・ガイドの充実



【柱2】郷土への愛着・誇りの醸成



【柱3】大学や企業等との連携による若者参画



実施体制 出羽三山「生まれかわりの旅」推進協議会

会長	山形県知事
副会長	構成自治体の長（鶴岡市長、西川町長、庄内町長）
	県観光物産協会会長
	県教育委員会教育長、県観光文化スポーツ部長
委員	構成自治体観光団体の長等（DEGAM鶴岡ツーリズムビューロー理事長、各市町観光協会会長）
	出羽三山神社宮司、致道博物館館長
監事	県村山総合支庁長、県庄内総合支庁長
	東北観光推進機構専務理事推進本部長、庄内観光コンベンション協会専務理事

組織内における民間事業者の巻き込み
 ・DMOや民間事業者が主体となり事業を実施する体制を継続

他の民間事業者等の巻き込み（主な想定）

- 【アドバース・コーディネーター】
- ・(株)山形アドビューロ
- 【観光振興】
- ・旅行会社、温泉協会、宿泊組合、観光ガイド団体
- ・やまがた観光キャンペーン推進協議会
- ・いせでわDMO
- 【普及啓発】
- ・出羽三山魅力発信協議会
- 【基盤強化】
- ・大学機関
- 【構成文化財・保存活用団体】
- ・出羽三山門前町プロジェクト
- ・出羽の古道六十里越街道会議
- ・清川歴史公園管理運営委員会

連携

国の文化財指定、登録の状況について

1 史跡の新指定（令和4年12月16日 文化審議会の答申）

○旧東田川郡役所及び郡会議事堂（鶴岡市）

国指定史跡の件数

	現在指定件数	今回答申件数 (新指定)	合計
山形県	30	1	31
全 国	1,881	7	1,888

2 登録有形文化財（建造物）の新登録（令和4年10月31日）

○旧松岡家住宅主屋 ほか4件（長井市）

○近岡家住宅主屋 1件（金山町）

国登録有形文化財（建造物）の件数

	現在登録件数	今回登録件数	合計
山形県	189	6	195
全 国	13,410	136	13,546

旧東田川郡役所及び郡会議事堂

所在地：山形県鶴岡市藤島字山ノ前 99 番

所有者：鶴岡市

旧東田川郡役所及び郡会議事堂は、庄内平野のほぼ中央に位置し、明治 11 年（1878 年）郡区町村編成法の実施により東田川郡の郡役所がおかれた場所である。

当初建築された郡役所は明治 19（1886）年に火災で消失しており、現在同敷地内には明治 20（1887）年に再建された旧東田川郡役所、明治 36（1903）年建築の旧東田川郡会議事堂、大正末期に建築されたと推測される旧東田川電気事業組合倉庫及び土蔵が現存している。

これらの建築物が創建当初の位置にそのまま存在することで、この場所が経てきた時代の厚い層を肌で感じ取ることができ、明治から大正期にかけての郡の制度の歴史を知る上で重要である。



旧東田川郡役所



郡会議事堂



東田川電気事業組合倉庫



土蔵

写真提供 鶴岡市教育委員会

名称	所在地	建設年代	特徴など	種別	基準
旧松岡家住宅主屋	長井市	江戸後期	長井盆地の田園地帯に所在する農家の屋敷。主屋は寄棟造り※ ¹ 茅葺きで、正面中央に切妻造り※ ² の破風※ ³ を付す。前蔵は元は茅葺きで、 靱を収める穀櫃を備え、屋敷の表構えとなる。後の蔵は、北側は土間で作業場とし、南側は二階建ての板敷きで米蔵とした。馬屋は主屋の土間に接続し、馬房を二つ配して柱にマセ棒※ ⁴ 穴を残す。作業小屋及び牛舎は主屋の表側に離れて位置し、牛舎は東面に明かり取りと換気の窓を並べ、柱にマセ棒穴を残す。屋敷林に囲まれて水田に浮かぶような屋敷構えは、稲作農家の歴史的景観を伝える。	住宅	1
旧松岡家住宅前蔵		明治 20 年		住宅	1
旧松岡家住宅後の蔵		明治 32 年		住宅	1
旧松岡家住宅馬屋		昭和 7 年		産業 1 次	1
旧松岡家住宅作業小屋及び牛舎		明治 41 年		産業 1 次	1
近岡家住宅主屋	金山町	江戸末期	市街地から北西に所在する農家の主屋。大規模な中門造り※ ⁵ の建物で元は茅葺き。昭和中期に中門に二階座敷、座敷側に式台玄関を設け、広縁の正面側を窓とするなど発展させる。正面に消雪池を設ける雪国らしい構え。	住宅	1

参考

○基準＝登録有形文化財登録基準

- 1 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 2 造形の規範となっているもの
- 3 再現するものが容易でないもの

※¹寄棟造り＝大棟の両端から四つの隅に降り棟が見られる屋根で、2つの台形と、2つの二等辺三角形とで構成される屋根のこと

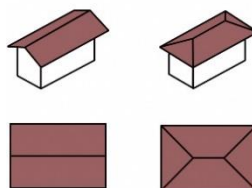
※²切妻造り＝屋根の最頂部の棟から地上に向かって二つの傾斜面が本を伏せたような山形の形状をした屋根のこと

※³破風＝雨除けなどのため、屋根の側面についている板のこと

※⁴マセ棒＝馬を止めるため柵のように設置する棒

※⁵中門造り＝母屋から中門（おもに馬屋）を突き出したものでL形の平面をもつ

切妻 寄棟



【旧松岡家住宅】



主屋



前蔵



作業小屋及び牛舎



後の蔵



馬屋

【近岡家住宅主屋】



主屋



主屋 (内部)